【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成29年7月28日

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 氏家照彦

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【電話番号】 仙台(022)267局1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 小 林 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号

株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3545局7620(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 相野谷 賢 之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,514,142,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店

(福島県いわき市平字三町目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店

(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,758,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式 (単元株式数1,000株)

(注) 1 平成29年7月28日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当行の保有する当行普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,758,000株	1,514,142,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,758,000株	1,514,142,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
 - 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
549		1,000株	平成29年8月15日		平成29年8月17日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものといたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社七十七銀行 総合企画部	仙台市青葉区中央三丁目 3 番20号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社七十七銀行 本店営業部	仙台市青葉区中央三丁目 3 番20号		

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
1,514,142,000		1,514,142,000	

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,514,142,000円につきましては、払込期日以降の諸費用の支払い等に充当する予定です。 なお、支出実行までの資金管理は、当行預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成29年7月28日現在)

	割当予定先	割当予定先	
名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P信託口・76097口)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P信託口・76137口)	
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 伊藤 尚志		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
主たる出資者 及びその出資比率	三菱UF J信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%		

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成29年7月28日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(役員報酬 B I P信託の内容)

役員報酬 B I P (Board Incentive Plan)信託(以下、「B I P信託」という。)とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、B I P信託が取得した当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭(以下、「当行株式等」という。)を業績及び役位に応じて、交付及び給付(以下、「交付等」という。)する制度(以下、B I P信託により業務執行取締役及び執行役員に株式の交付を行う制度を「本制度」という。)です。

当行は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当行を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする2つの役員報酬BIP信託契約(以下、「各信託契約」といい、各信託契約に基づき設定される信託を「各信託」という。)を締結し、各信託を設定します。

また、当行は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として各信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76097口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76137口)とします。

本制度では、業務執行取締役及び執行役員(以下、「取締役等」という。)のうち一定の要件を満たす者を受益者として、対象期間ごとに役位に応じて当行株式等の交付等を行う「信託」」と毎事業年度の経営計画等の達成度合い及び役位に応じて当行株式等の交付等を行う「信託」の2種類の信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交付規定に基づき各信託の受益者に交付を行うと見込まれる数の当行株式を、当行からの第三者割当によって取得します。なお、各信託契約は、信託管理人である公認会計士三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当行と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社が取得した当行株式は、各信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規定に基づき受益者となった者に対して交付が行われます。

各信託は株式交付規定に従い、経営計画等の達成度合いや役位に応じて、退任時に取締役等に当行株式の交付を行います。当行株式の交付につきましては、当行又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、各信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権行使につきましては、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して各信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当行への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下、「具体的信託事務」という。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当行、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

< 各信託契約の内容 >

信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託の目的 取締役等に対するインセンティブの付与

委託者 当行

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 信託管理人 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者

信託契約日 平成29年8月15日

信託の期間 平成29年8月15日~平成33年8月31日(予定)

制度開始日 平成29年8月17日

議決権行使 行使しないものとします。

取得株式の種類 当行普通株式 取得株式の総額 1,514,142,000円

(内訳:日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76097口)1,296,738,000円、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報

酬 B I P信託口・76137口)217,404,000円)

株式の取得方法 当行自己株式の第三者割当により取得

各信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

2,758,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

(内訳)

信託 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P信託口・76097口)2,362,000株信託 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P信託口・76137口) 396,000株

受益者の範囲

対象期間中に取締役等であること(対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。)

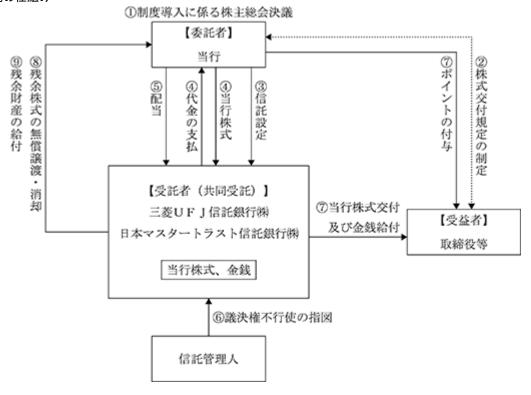
取締役等を退任していること

在任中に一定の非違行為があった者でないこと

株式交付規定に定める累積ポイントが決定されていること

その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

< 各信託の仕組み >



当行は、本制度の導入に関して、株主総会にて、役員報酬の決議を得ております。

当行は、取締役会において、制度の内容に係る株式交付規定を制定します。

当行は、 の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする各信託を設定します。

各信託は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当行株式を当行(自己株式処分)から 取得します。各信託が取得する株式数は、 の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

各信託は、当行の株主として、分配された配当金を受領します。

各信託内の当行株式につきましては、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、経営計画等に定める目標達成度及び役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に、当該取締役等に付与されたポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。

経営計画等に定める目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、各信託契約の変更 及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として各信託を継続利用するか、各信託から当行に当該 残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

各信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備 金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。

c 割当予定先の選定理由

当行は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として各信託の導入を決議いたしました。

BIP信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当行との取引関係及び手続コスト等を総合的に判断した結果、各信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当行が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した各信託契約に基づき、共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76097口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76137口)を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

2,758,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76097口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76137口)は、各信託契約及び株式交付規定に従い、取締役等の退任時に、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を、一定の受益者要件を満たす取締役等へ交付及び給付することになっております。

なお、信託財産に属する当行株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当行は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76097口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76137口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当行から各信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76097口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76137口)は、割り当てられた当行株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下、「役員等」という。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当行と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、各信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、各信託契約において確約をしております。

その結果、当行は、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した金額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前1ヵ月間(平成29年6月28日から平成29年7月27日)の株式会社東京証券取引所における当行株式の終値の平均値である549円(円未満切捨て)としております。取締役会決議日の直前1ヵ月間の当行株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該払込金額は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議日の前営業日(平成29年7月27日)の 当行株式の終値である537円に102.23%(プレミアム率2.23%)を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3ヵ月間(平成29年4月28日から平成29年7月27日まで)の終値の平均値である520円(円未満切捨て)に105.58%(プレミアム率5.58%)を乗じた額であり、もしくは当該取締役会決議日の直前6ヵ月間(平成29年1月30日から平成29年7月27日まで)の終値の平均値である514円(円未満切捨て)に106.81%(プレミアム率6.81%)を乗じた額であることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込金額につきましては、監査等委員会が、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に当行取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は平成29年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.72%(小数点第3位を四捨五入、平成29年3月31日現在の総議決権個数368.510個に対する割合0.75%)となります。

また、本自己株式処分により割り当てられた当行株式は株式交付規定に従い当行取締役等に交付が行われることから、株式市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	18,928	5.14	18,928	5.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁 目6番6号	15,431	4.19	15,431	4.16
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18 番24号	15,412	4.18	15,412	4.15
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	14,795	4.01	14,795	3.98
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁 目13番1号	12,275	3.33	12,275	3.31
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	11,961	3.25	11,961	3.22
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	10,303	2.80	10,303	2.78
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一 丁目7番1号	8,478	2.30	8,478	2.28
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	7,831	2.13	7,831	2.11
あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28番1号	7,727	2.10	7,727	2.08
計		123,144	33.42	123,144	33.17

- (注) 1. 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 - 2. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 3.割合は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
 - 4. 上記のほか当行保有の自己株式12,669,437株(平成29年3月31日現在)は、割当後9,911,437株となります。 ただし、平成29年4月1日以降の単元未満株式の買取・買増等による変動数は含んでおりません。
 - 5 . 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成29年3月31日現在の総議決権数(368,510個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,758個)を加えた数で除した数値です。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第133期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成29年7月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月3日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第133期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成29年7月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日(平成29年7月28日)現在においてもその判断に変更の必要はないものと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社七十七銀行本店

(仙台市青葉区中央三丁目 3番20号)

株式会社七十七銀行平支店

(福島県いわき市平字三町目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店

(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】